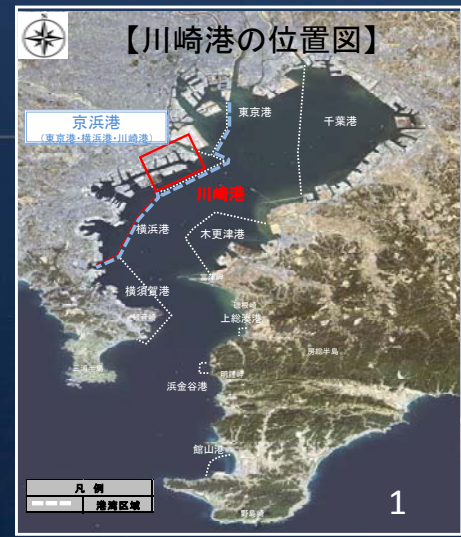


川崎港 港湾計画 改訂

前回改訂:平成12年3月(目標年次:平成20年代前半)

平成26年11月14日
交通政策審議会
第58回港湾分科会
資料 2-5



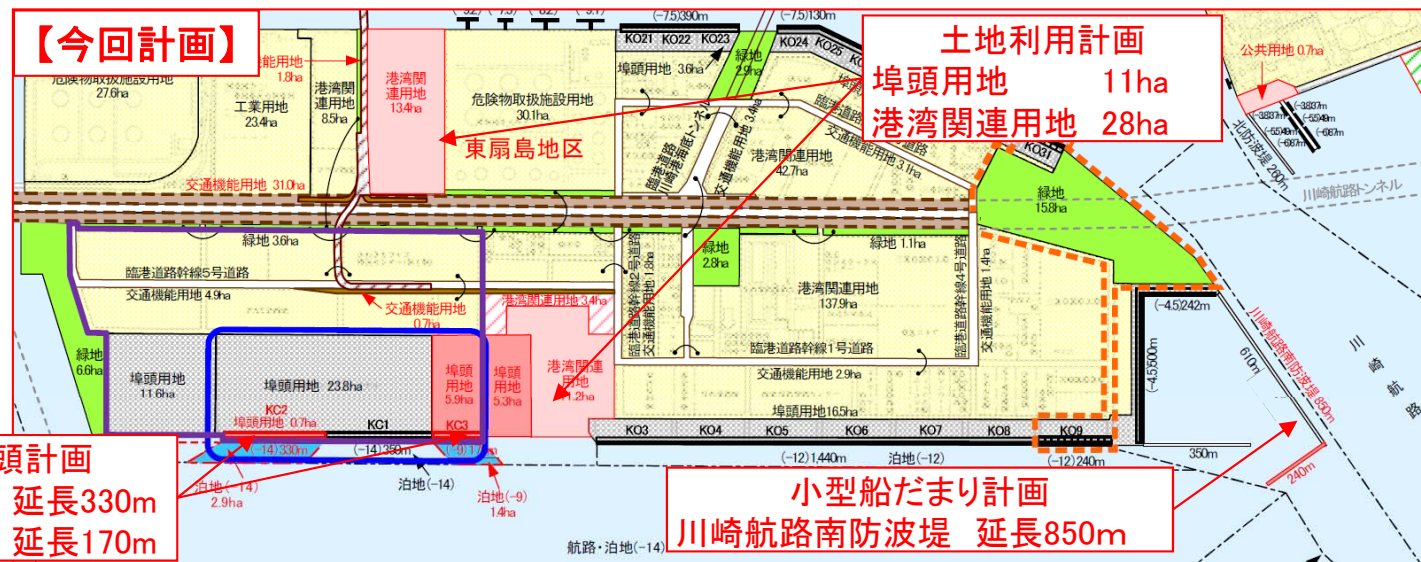
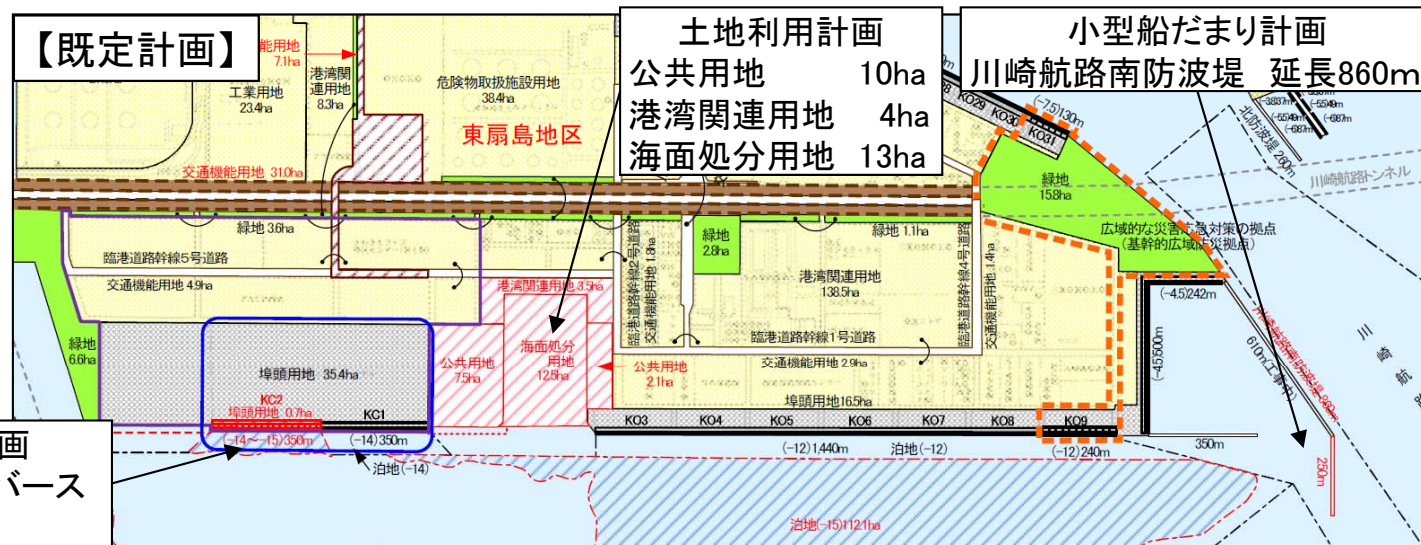
今回改訂のポイント

- 背後の豊富な冷凍冷蔵倉庫群を活用したアジアの輸入貨物の取扱拠点の役割を担うため、外内貿コンテナ取扱機能の強化を図る。(東扇島地区)
- 安全で安心なポートサービス体制を確保するとともに、ポートサービス船等の安全かつ効率的な利用を図るため、小型船だまりの機能の強化を図る。(東扇島地区)

計画変更の概要(東扇島地区)

—外内貿コンテナ埠頭計画—
—外郭施設計画—

- 川崎コンテナ2号岸壁は北米航路の就航を見込んで水深14~15mで計画していたが、京浜港での機能分担によりアジア航路を中心に扱うことから水深14mに変更する。
- 近海航路の貨物量増加及び就航便数の増加に対応するため、川崎コンテナ3号岸壁を新規に計画する。
- 川崎コンテナ2~3号岸壁は、幹線貨物輸送の拠点として機能するため、耐震強化岸壁とする。
- 小型船だまりの静穏度向上を図るため、防波堤法線を見直す。



凡例	
	航路・泊地 (今回計画) (既設)
	防波堤 (今回計画)
	防波堤 (既定計画)
	公共岸壁 (特種貨物輸送用) (今回計画)
	公共岸壁 (緊急物資輸送用) (既設)
	公共岸壁 (既設)
	公共物揚場 (既設)
	専用岸壁 (既設)
	ドルフィン (既設)
	小型橋樑 (既定計画)
	埠頭用地 (今回計画)
	埠頭用地 (既設)
	緑地 (今回計画)
	緑地 (既定計画)
	その他緑地 (既設)
	交通機能用地 (今回計画)
	交通機能用地 (臨港道路) (既設)
	交通機能用地 (既定計画)
	交通機能用地 (その他の道路) (既設)
	その他の用地 (今回計画)
	その他の用地 (既定計画)
	その他の用地 (既設)
	施設撤去・廃止 (今回計画)
	利用形態の見直しが必要な区域
	将来構想
	広域的な災害応急対策の拠点 (基幹的広域防災拠点)
	臨港部物揚場の形成を図る区域
	効率的な運営を特に図る区域
	海岸保全ライン(参考)

確認の視点

確認事項	国としての確認の視点
	基本方針※
小型船だまり計画 (防波堤法線変更)	<p>I 今後の港湾の進むべき方向</p> <p>1 産業の国際競争力と国民生活を支える物流体系の構築</p> <p>(4)船舶航行等の安全の確保と効率性の向上</p> <p>港湾及び関連航路における船舶の安全で円滑な航行及び港湾における諸活動の安全を確保するため、船舶の大型化や高速化を勘案しつつ、防波堤、航路、泊地の整備等を行う。特に、長周期波等に起因する荷役障害や港湾施設への被害に対しては、利用船舶や荷役形態に応じて、所要の荷役稼働率と安全性を確保するため、防波堤等の整備や係留方法の改善等を総合的に行う。</p>

※港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針(平成26年11月14日答申案)